

第 165 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 165 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 5 月 13 日（金）14:36～15:45

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

○広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務（警察庁）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員

（警察庁）

交通局交通規制課 交通管制技術室 吉田室長、中谷専門官、中邑係長、門川係長

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 165 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、警察庁の「広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

本日は、警察庁交通局交通規制課交通管制技術室吉田室長においでいただいておりますので、事業の概要や、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 20 分程度でお願いいたします。

○吉田室長 ただいま御紹介いただきました警察庁交通規制課の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から広域交通管制システムの概要と入札の概要につきまして説明させていただきます。説明の資料につきましては、民間競争入札実施要項（案）に基づきまして説明させていただきます。

まず、対象業務の概要でございますが、交通規制につきましては、基本的に都道府県警察が通行止めといった交通規制を行っておりますが、例えば災害あるいは警衛、そういった県下をまたがる大きな交通規制につきましては、災害対策基本法あるいは警察法に基づきまして、警察庁が各都道府県警察を指示・指導することになっておりまして、実態の交通状況を見ながら交通規制をかけていくという形になっております。

そういった中で、こちらに書いてございますとおり、平成 7 年 1 月に阪神淡路大震災がございまして、そのときにほとんどの情報収集が電話で兵庫県警に聞くしかない。兵庫県警も自分たちの対応で非常に忙しくて、情報がなかなか入らない中で、交通規制をどういうふうにやっていったらいいか非常に苦慮したということがございまして、平成 12 年、ちょうど合同庁舎 2 号館を建てるときに合わせまして、広域交通管制システムを構築したものでございます。

このシステムにつきましては、各都道府県警察が持っている情報を警察庁で一括収集・蓄積いたしまして、その情報で交通規制等を検討していくというものでございまして、中段に書いてございますように、都道府県警察で集められました交通監視画像、これは交通監視テレビカメラを各県警が各道路に付けておりますので、そういった映像、あるいは渋滞情報、所要時間情報、これは任意の地点間の車両での移動時間、そういったものでございます。それから、交通量を集めてくる。あるいは、災害時に、どの道路が今通行止めになっているかなどを集めてまいりまして、それに基づきまして、関係都道府県警察に対して交通規制を指導・指示するという形になっております。

今回の東日本大震災におきましても、このシステムを使いまして、実際の道路の損壊状況、交通量、そういったものを見ていきまして、緊急交通路の指定あるいは解除、こういった車両を通過させたらいいかどうか、そういったものを日々行ってきたところでございます。そういったことが 1 つの業務でございます。

もう 1 つ業務がございまして、特定交通情報提供事業者がございまして、これにつきましては、私どもは都道府県警察で渋滞などの交通情報を集めまして、これを民間に提供しまして、民間の交通提供事業者がその情報を活用して交通の渋滞や旅行時間の予測を行って、それを提供するという業務を特定交通情報提供事業者と申しています。いいかげんな予測を行いますと、交通に混乱を引き

起こすということで、その予測情報が、正確な情報になっているかどうかを警察庁で確認しなさいということが道路交通法で定められておりまして、それに基づきまして、特定交通情報提供事業者から予測情報をいただきまして、各県から集められた実際の交通状況と比較しまして、正確な交通情報が提供されているかどうかを判断するといった業務を行っているところでございます。今回、そういった業務を行っているものにつきまして、12年度整備したものが老朽化してきたということで、更新をする業務になります。

今回入札を行います対象業務の内容でございますが、1ページ目の下を書いてありますが、3つございます。1つ目が機器の納入、2つ目に、機器の設置及び古い機器の撤去、3つ目に、運用開始後の維持管理と、この3つの業務を今回入札にかけたいと思っているところでございます。

スケジュールとしては、平成23年度に、今あるシステムに代わる新しい広域交通管制システムの機器の納入を行うところでございます。2ページにまいりまして、平成24年度に、納入した機器の設置、それから、その設置の確認試験等を行いまして、運用開始をした後に、現在使用しているシステムの撤去工事を行うという形になります。それから、平成24年度の運用開始した以降、平成33年2月までの間につきまして、新システムの維持管理についてお願いするという形になっております。

それでは、新システムの納入ということで、システムの概要を説明させていただきます。システムにつきましては、大きく分けて、3つのサブシステムに分かれております。2ページの中段以降にありますように、映像サブシステム、交通情報サブシステム、セキュリティサブシステムという形で3つに分かれておりまして、それぞれの概要でございますが、1つ目の映像サブシステム。これにつきましては、都道府県警察で設置しました道路の監視テレビカメラの映像を警察庁に集めてまいりまして、任意で必要な映像を見るという機能でございますが、各都道府県警察にその映像を送る装置を設置いたしまして、警察庁に受けるシステムを設置し、一番上に大型ディスプレイ3式とございますが、そういったもので見る。あるいは、別のパソコンの端末装置で見るといった形になります。

2つ目の交通情報サブシステム。これは全国警察で集められました交通の渋滞情報、あるいは災害等で通行止めがどこでありますとか、一車線土砂崩れで車が通れませんといった情報、これが各県の交通管制センターで入力されますので、それを自動的に警察庁に集めてまいりまして、地図上でその渋滞の状況を見る、あるいは地図上で通行止めの情報を見る、あるいは交通量として1日何台の車が走っているかといったものを数字で表示するといったことをやっているものでございます。

それから、3番目のセキュリティサブシステムでございますが、これについては通信回線等を用いますので、コンピューターウイルスあるいは外部からの侵入を防ぐといった装置になります。そういった装置を納入していただくという形になります。

それから、設置工事でございますが、平成23年度に物が入りまして、24年度に設置工事を行います。これにつきまして、安定的に稼働するかどうかの試験をやっていただきまして、その状況を見て、新しい装置に切り換えて運用開始をする。その後、3ページにまいりまして、撤去工事と、

古い機械を撤去することになっております。

それから、大きな3番目の業務、維持管理業務でございます。資料の4ページになります。これにつきましては、運用開始後平成33年まで使うということで、維持管理業務をやっていただくことになります。これも4つございまして、1つ目が障害等への対応、2つ目が定期点検、3つ目が運用支援、4つ目がその他となります。4ページ目の「障害等への対応」ということで申しますと、これは情報通信機器になりますので、障害がときどき発生するおそれがありますので、障害が発生した場合について修理を行っていただくことを業務としております。それから、「定期点検」。これは4ページの下に説明がございまして、渋滞情報とかいったものを地図情報に表示するというもので、道路そのものが毎年増えてまいりますので、そういった新しい道路が増えたものにつきましての地図ソフトの更新、あるいはセキュリティソフトも随時更新していく必要がございますので、そういったものの更新をやっていただく。あるいは、ログのバックアップ。システムが例えば障害とかなったときに、今まで入力したデータなどを保管するために、バックアップしていただく。あるいは、電源部、ハードディスクなどの部品交換ということで、これまでも、電源部、ハードディスクなどは障害が非常に多く発生しておりますので、予防・保全という意味で事前に、電源部、ハードディスクなどを適時交換していただくことを考えているところでございます。

それから、5ページにまいりまして、運用支援。運用支援につきましては、私ども警察庁職員も定期的に異動がございまして、そういった人たちに対して機器の操作教養を行っていただく、あるいは、機器操作の間合わせに応じていただくことがございます。

その他としましては、バックアップ媒体、あるいはプリンター用トナーなどの消耗品の準備をやっていただくことになっていきます。それから、ソフトウェアのバグの改修。これはソフトウェアですのでどうしても不具合が生じてまいりますので、これを発見し、改修をしていただく、あるいは、民間のソフトウェアのウインドウズ等を入れるわけですが、そういったバージョンアップが定期・不定期に行われておりますので、そういったものを確実にやっていただく。それから、必要に応じまして端末装置の移設などを行っていただくということが主な業務の概要でございます。

続きまして、ページが少し飛び、今後の予定でございますが、7ページになります。今後の入札の手の予定でございますが、入札の公告を23年8月の初旬に行いまして、説明会、質問等を受けまして、開札を23年10月、契約の締結を23年11月初旬に実施したいと考えているところでございます。

それから、8ページに移っていただきまして、事業者を決定する評価の基準でございます。これにつきましては、総合評価方式でやりたいと考えております。提出された企画書の内容が、私どもでつくりました仕様書の対象業務の目的に合致しているかどうか、これはすべて必須項目でございまして、すべて満足しなくてはならないというものでございます。それと、創意工夫が図られて、効率的なものであるかどうか、これが加算項目ということで考えておりまして、これを総合的に判断しまして、警察庁が設けております総合評価作業委員会、警察庁の情報通信局にこの組織がございまして、そこで審査を行います。

必須項目としては、私どもでつくっております仕様書の要件についてすべて満たしているかどうか

かということで、満たしていれば 100 点、満たしていなければ、その時点で不合格になります。それと、加点項目につきましては、加点を最大 5 点の範囲内でつけるということで、その内容としては 3 つございます。機能・性能に関する事項で、例えば省電力に配慮しているかどうか、技術能力等に関する事項で、品質管理検査体制として ISO9001 を取得しているかどうか、そういったものを見たいと思っております。さらに、(ウ)としまして、信頼性及びアフターサービスに関する事項で、維持管理業務におきまして、システムの安定的な稼働、こういったものに対して特別な提案があるかどうか。あるいは、そういう保守要員の確保について、優秀な人の確保がされているかどうか、これらを見まして、最大 5 点つけたいと思っております。最終的に、この評価として、基礎点と加算点を加点しまして、入札価格で除した値について評価点として決定したいと思っているところでございます。

従来の実施状況について簡単に説明させていただきます。資料に「従来の実施状況に関する情報の開示」がございますが、別添 4 を見ていただきたいと思います。現行のシステムの契約の方法ですが、まず、平成 12 年度にシステムの製造設置工事の契約を行っておりまして、その後、維持管理業務については、毎年入札等を行っておりまして、毎年業者を決めるという形で、これまでやっております。契約につきましては、実際、納入メーカーがソフトウェアなどをつくっているということで、一者応札という形が続いております。最初の製造設置に係る経費でございますが、2 ページ目の一番上に、平成 12 年 14 億 3,800 万円かかっております。その後、システムの追加等をしておりまして、トータルで 20 億 2,800 万円かかったところでございます。

それから、維持管理に係る経費は、1 ページに戻っていただきまして、平成 19 年度につきましては、広域交通管制システム、マルチディスプレイシステム、交通情報検証システムにおいては、それぞれ契約が分かれておりまして、それぞれが平成 21 年度で申しますと 4,100 万円、それから、マルチディスプレイで申しますと 270 万円、交通情報検証システムで申しますと 1,200 万円という形で契約をさせていただいております。

また、2 ページに移っていただきまして、実際どれだけ障害が起こっているかと申しますと、(3)で、「障害修理を行ったものの主な原因及び発生件数は次のとおり」ということで、ハードディスクの不良、電源部の不良、ディスプレイの不良といった形の障害がこれまで起こっております。平成 20 年度で申しますと、交通情報検証システムで 19 件の障害が起こっている。平成 21 年度で申しますと、広域交通管制システムで 5 件、マルチディスプレイシステムで 1 件、交通情報検証システムで 7 件ということで、計 13 件の障害が起こっておりまして、対応していただいている状況にございます。

また、下の「従来の実施に要した人員」で、実際、保守要員が警察庁に来ていただいた人数が各月ごとに載っておりますが、一番下の行を見ていただきますと、広域交通管制システムで平成 20 年 4 月 2 人とか書いてございますが、1 年間を通して 272 人の方が保守要員として来ていただいている。また、次のページを見ていただきますと、臨時作業として 12 人来ておりまして、平成 21 年度で申しますと、合計で 215 人、22 年度で申しますと、215 人、それから、保守でマルチディスプレイでも 22 年度 13 人。交通情報検証システムで申しますと、定期保守で 50 人、臨時保守で 10

人の保守の方が来ていただいている状況になっております。以上が現状でございます。

そういった中で、私どもで今回の仕様書をつくり警察庁の中で、資料にはございませんけれども、仕様書の審査をする部会としまして、警察庁情報通信局の中に仕様書審査委員会がございまして、私ども交通局と別の部局の専門家が仕様書の中身を審査するということを行っておりまして、今年の2月と3月に分けて2回開催され、仕様書の審査を受け、意見をいただいております。その中で、意見の内容としては、機能性の要件を明確に下さい、あるいは、情報セキュリティの確保に留意してくださいという話をいただいております。具体的な内容としては、機能性の要件を明確に下さいということで、当初の仕様書では、利用者の数を50～80としておりましたけれども、50～80は非常に不明確であるということで、おおむね80名に下さいと提案をいただいております。あるいは、それぞれの通信の容量を、今までの容量をしっかりと把握して、それに基づいた想定量を記載下さい、あるいは現在の施設の電源容量、床荷重、発熱量をしっかりと記載下さいといった意見をいただいております。さらに、ハードディスクの容量については、実際のソフトウェアがどれだけ入る、あるいは通信でどれだけデータ量が送られてくる、そういったものに基づいて、必要以上のハードディスクをつけることがないようにという指導をいただいております。その資料を提出しまして、必要なハードディスクの容量について理解をいただいているという状況であります。

それから、情報のセキュリティでございますが、これにつきましては、警察庁でセキュリティポリシーを設けております。これに基づいたしっかりしたセキュリティ対策を仕様書上に明記下さいということで、これにつきまして仕様書上に記載をさせていただいております。

大体以上でございますが、よろしいでしょうか。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、実施要項（案）につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 システムのところは素人なものでよくわかってないのですが、新システムが3つ、映像サブシステム、交通情報サブシステムとセキュリティサブの機器があります。後ろの方の従来の実施に要した情報開示でいうと、広域交通管制システム、マルチディスプレイシステム、交通情報検証システム、3つのシステムで経費などを示していますが、この対応関係はどういうふうになっているのですか。

○吉田室長 基本的には、今のシステムと内容的には全く変わらないものになっておりまして、この広域交通管制システムが3つに分かれております。例えば映像と先ほど申しました交通渋滞とかは、データの中身が全く違うものですから、機械的に2つに現状のシステムも分かれております。現状のシステムでも、映像を扱うコンピュータ、それから、渋滞等の情報を扱うコンピュータ、情報セキュリティを扱うコンピュータという形で3つに分かれています。その中で、1つの広域交通管制システムが成り立っているという形になっております。マルチディスプレイシステムにつきましては、今回の仕様書では、映像情報システムの中にマルチディスプレイとして大型ディスプレイ3機という形で載せております。このように、今のシステムと特に大きく変わるということとはござ

いません。

○逢見副主査 そうすると、事業者として、過去の情報開示を見て、今回の新システム機器の納入について、十分参考情報になり得るということですか。

○吉田室長 そうですね。従来の方は、広域交通管制システム、マルチディスプレイシステムは一緒に、交通情報検証システムは時期を遅らせて整備をしているため、3つに分かれています。今回は、それをまとめて1つにし、必要な機能によりサブシステムを分けたという形になっておりますので、従来のシステムを見ていただくことによって参考になると思います。

○逢見副主査 わかりました。

今回は、これを平成 23 年度末に納入して、10 年間平成 33 年までこれですっと使うということですね。

○吉田室長 はい。

○逢見副主査 途中の仕様の変更はないですか。

○吉田室長 更新はないというふうに思っております。あとは、将来的に、今想定してないような必要な機能が出てくるときに、追加することがあり得るかどうか、そういったことが場合によってはあるのかもしれませんが。

○逢見副主査 業務の質の部分ですが、実施要項（案）の 5 ページです。アンケートで、70%以上の者から「満足」「やや満足」の回答を得ること。この 70 という数字はどういう意味を持っていますか。

○中邑係長 中邑と申します。

現在のシステムの運用の状況からいたしまして、そのユーザー数はおおむね 50 名ぐらいでございます。その数の中で 70%は 35 名です。そのものが 10 項目にわたる内容についておおむね良好であると賛同が得られれば、システムとしての質は良好であるという認識・確認がとれるということで、70 という数字を出しております。

○逢見副主査 これは納入 1 年後のアンケートですね。

○中邑係長 はい。

○逢見副主査 仮に、このときに 70%に満たないということになった場合には、何か追加的な指示を行うということですか。

○中邑係長 その時点でシステム変更は考えておりません。この業務が終了する際に、その民間事業者の業務がどうだったかということの評価する上で、その結果を盛り込みたいということでございます。

○小林副主査 今の改善要求というのでしょうか、そういうことは含めなくていいのですか。つまり、この中で、操作性とか容易性みたいなこともありますから、例えば「教養」という、教育するということでの問題があるかもしれない。だから、このモニタリングの意味もあると思いますので、10 年間という非常に長い契約ですので、逐次、継続的に評価した部分をフィードバックしていくという仕組みは織り込んだ方がよろしいのではないですか。

○中邑係長 端末にシステムとして組み込まれた設計は終わっており、それは事前に警察庁で承認

を取ることにしております。ですので、アンケートの結果がもし良好な結果が得られない場合でも、システムとしての変更は考えておりません。

○小林副主査 設計のところでチェックし、それでゴーサインを出したのでしょうかけれども、ソフト的に改善できる部分とか、それほど大掛かりなシステムの変更でなくても改善できる部分があるのではないのかということです。

○中邑係長 もし軽微な変更で、それが改善できるのであれば、それは求める必要があるとは思いますが。

○逢見副主査 次にその後の質として、例えば障害対応窓口において、対応しなかった件数が0件とか、その他件数がありますが、これは別添4で言うと、例えば障害修理を行った件数が2ページにありますが、こういうものについて対応できたかどうかということを要求しているわけですね。

○中邑係長 はい、そのとおりです。

○逢見副主査 発注件数を書いてあるけれども、これは過去においてはすべて対応したというふうに理解していいのですか。

○中邑係長 はい、そのとおりです。

○小林副主査 障害修理と、4ページの障害の復旧作業に当たるとは、これは同義ですか。

○中邑係長 ここで言うっております障害修理は、その修理のために、保守委託とは別に契約として発注をしている件数を計上しております。障害対応といいますのは、保守業務、委託業務の中で、その障害の原因の調査等について作業を行うというものでございます。

○小林副主査 そこのbに、「担当者を派遣し、障害の復旧作業に当たる」と書いてあるのです。これは「技術者の派遣要請があった場合には」と書いてあるのですけれども、その部分は、維持管理、保守の部分に入るといえることですか。

○中邑係長 はい、そのとおりです。

○小林副主査 「障害復旧作業に当たる」も含まれるのですか。

○中邑係長 はい、そのとおりです。

○小林副主査 障害修理には当たらない、復旧作業は修理じゃないのですか。

○中邑係長 復旧作業は修理です。

○小林副主査 そうすると、4ページのウの(ア)のbに書いてあることは、障害修理を意味しているということですか。

○中邑係長 実施要項(案)中の「障害復旧に当たる」は、障害修理を行うということになります。

○小林副主査 そうすると、広域交通管制システムとか、21年度には障害修理は物件費に計上されているのですけれども、これを見る人は、物件費の部分と委託費の部分をプラスした部分を見るということですか。合計欄を見て参考にするという意味ですか。

○中邑係長 そのとおりです。

○加藤専門委員 先ほどの話の内容に関連するのですけれども、実施要項(案)の5ページの(3)「確保されるべき対象業務の質」、エで「重大なネットワークの障害件数が0件であること。」とあります。これはどういうタイミングで、何回ぐらいこの調査をされるのか。あるいは、場合によっては、

その調査結果が思わしくない場合にはどういう措置をとられるかというようなことがどこかに記載されているのか。例えば委託料の軽減とか、そういった協議がなされることが予定されていますよとか、そういったことは明言されているのか、以上について確認をさせてください。

○中邑係長 まず、確認方法ですけれども、もしこの障害が発生すれば、警報による認知あるいは都道府県警察からの通知で把握することになります。もし発生した場合のことですけれども、ここについては、あくまでも目標値ということで、発生したことによって、その原因は当然調査いたしますけれども、それが維持管理の不備に起因することが明らかであることがまずないことを目標値として定めております。それが仮に発生したとしても、それはあくまでも目標値ですので、例えば対価の減額対象に即つなげるものではございません。

○加藤専門委員 場合によったら、対価の減額になる可能性もありますということは、どこかにうたっているのでしょうか。

○中邑係長 実施要項(案)の12ページの(ウ)に「契約にしたがった対象業務に軽微な違反があり、当該業務について警察庁の改善指示に対する対策を実施できなかったとき、または対策を実施することができないことが明らかになったとき」ということにおいて判断をしていくことになります。

○逢見副主査 そこはちょっとどうですか。5ページで「維持管理の不備に起因する重大なネットワークの障害」と言っているわけです。だから、これだと、要するに不十分で手抜きなどがあって、そのことに起因してネットワークの重大な障害、要するに、システムが機能しなかったというようなことが起きたら、これは軽微な違反とかという話ではなくて、「重大なネットワーク障害」と記載するのであれば、やっぱりペナルティになるような問題ではないかと思います。それが目標値だというのがわからない。上の方は、むしろ目標値でもいいかもしれないけれども、ここは絶対にこういうミスを犯してもらったら困るところだと思うのです。要するに、もし重大なネットワーク障害があった場合は、何かペナルティがあってもいいのではないかと思うのです。そこは意見として検討をしていただきたいと思います。

○吉田室長 検討させていただきます。

○加藤専門委員 6ページの3「実施期間に関する事項」の(2)「設置工事等」で、設置工事の期間が平成24年4月から2か月間、撤去工事が24年7月から2か月間とうたわれていますが、これで十分な期間と言えるのかということについてのお考えを聞かせてください。

○中邑係長 まず期間が十分かどうかということにつきましては、十分であると考えております。設置工事ですけれども、4月から6月ということで3か月間とってございます。警察庁と各都道府県51か所の工事場所がありますけれども、従来のシステムに照らし合わせまして、十分であると考えております。撤去につきましては、7月から8月ということで2か月とっておりますけれども、これに関しても、全く問題ない期間だと考えております。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

もう一点よろしいですか。加点評価ですね。ページ数で、別添資料の48ページです。加点項目の一番下の項目の保守体制で、1行目の「専門知識を有する者を維持管理業務の実施体制に組み入れている場合に評価する」。これは言ってみれば、当たり前のことを要求しているというふうに私

は受け取ったのです。したがって、これは必須項目であって、次の行の「ITサービスマネージャ試験に合格している者または云々」と、ここがまさに加点項目になるのかなと、そういう理解が一般的な認識の仕方のような気がしました。それについてのお考えを聞かせてください。

○中邑係長 ここは分けて表現しているわけではなくて、まず1行目において、何を評価するかということを記載させていただいていることです。その具体的なものが2行目の者を組み入れているかという表現になっています。

○加藤専門委員 趣旨はよく理解できます。そうであれば、例えば、項目のところで、保守体制の専門性というふうにしておいて、1行目はカットするというようなことは考えられませんか。

○吉田室長 それは可能です。

○加藤専門委員 検討をお願いいたします。

○吉田室長 はい。

○逢見副主査 同じく加点項目のところですけども、48ページで、例えば最初のところで「最大消費電力が、全入札者の平均値以下であれば加点する」、それから、その次が「ISO9001を取得している場合に加点する」という、かなり客観的に加点要件が定められているわけです。次のページには、「総合評価のための企画書作成上の注意事項」の加点項目で、「加点項目で更なる上位性能及びサービス等の提供をしようとする場合は、概要等を記載し、どのように優れているのか具体的に記載してください」とありますが、この書きぶり、平均値以下であれば加点するとか、ISO9001を取得していれば加点するという書きぶりが、「更なる上位性能及びサービス」は余り出てこないのではないかという感じがします。唯一あるとすると、保守体制のこの2点のところでしょうか。ここがあり得るかもしれませんが、「更なる上位性能及びサービス」は、どういうものを期待しているのでしょうか。

○吉田室長 上位性と申しますのは、具体的には、例えば省エネの話を指しておりまして、サービス等の提供につきましては、下の保守体制というところで、例えば私どもの警察庁の近くに事務所を持ちまして、早く来られて修理体制が早く対応できるとか、そういった具体的なサービスで、保守に寄与するようなサービス内容を考えているところでございます。

○逢見副主査 あり得るとすれば、保守体制の部分のみですか。

○吉田室長 サービスにつきましては、そうでございます。

○逢見副主査 これだと、例えば一番下のところで「ITサービスマネージャ試験に合格している者または同等の場合に加点する」としかないわけですね。これだけだと、ただ単にその試験に合格していますという資料を付ければ1点もらえるというだけで、後の方の注意事項と対応していないような感じがします。これがもうちょっと点数があれば、2点、3点といった範囲の裁量はあるのでしょうか。

○吉田室長 特に保守体制のところでの違いがかなり出てくるのではないのかなというふうには感じておりますが。壊れやすい機械を常時各都道府県警察の近くに配置するとかですね。

○逢見副主査 だったら、そういう迅速な体制がとれているかということも評価内容に入れておけばいいのではないのでしょうか。

○吉田室長 「り障時間短縮につながる極めて効果的な」というところになるわけでございます。

○小林副主査 多分、求める質としては、その資格を持っているかということよりも、実際に運用するときに、機動的に迅速に動けるかどうかということの方が重要な要件だと思うのです。

○吉田室長 そうですね。それで、一応ほかのところでは。

○小林副主査 1点と1点で2点になっているけれども、ウェイトとしては非常に重要な部分ではないかと思うのです。だから、本当はそこをもうちょっと検討した方がよろしいですね。

○逢見副主査 必須が100点で、加点が5点というのは、我々の方から見ると、もうちょっと加点のところを評価してもいいのではないかなという感じがするのです。

○小林副主査 それはしょうがないのですか。事務局に聞きますが。

○事務局 我々も、事務局内でいろいろ議論したのですが、これは1点が大体2,000万ぐらいになるのです。そうすると、あんまり。

○小林副主査 どのぐらいの影響があるのかなと思っていたのですが、これでも。

○加藤専門委員 加点の5点の内訳で気になりますのは、一番上の例えば省電力が1点で、一番下の資格をお持ちの人がいる場合には1点。これはどう考えても、同じ1点では実質的に気の毒かなという感じがします。といいますのは、保守体制の専門性は、そこそこの大きな会社であれば、それはいらっしゃいますから。あと、創意工夫で差がつくとすれば、まさに省電力ですね。今ホットなテーマであります。ここと、先ほど来お話に出ています保守体制。

○吉田室長 1番目と3番目が。

○加藤専門委員 2番目と最後は、これは言ってみれば、大体備えていらっしゃるのではないかなと思うのです。そこら辺はどのようにお考えですか。

○中邑係長 ITサービスマネージャという資格は、非常にレベルの高い試験でございまして、メーカーの方に確認しても、持っておられる人がそうそうたくさんいるわけではないと聞いています。レベル的に4段階ぐらいあるそうで、一番高いレベルということになります。どういったことを求めているかといいますと、ITサービスマネージャと申しますのは、情報システム全体において、安定稼働を確保し、障害発生時においては、障害の最小化を図るとともに、継続的な改善、品質管理等、安全性と信頼性の高いサービスの提供を行うものとされており、本当に維持管理を行っていくために核となっていく人ということになりまして、決してだれでもが持っている資格ではないということでございます。

○加藤専門委員 誤解されると困ってしまうのですが、ITサービスマネージャの有資格者は非常に貴重な資格であり、高度な資格保有者であることは認識しております。それを前提にしまして、ただ、大手の事業者さんでないとこの全体的なことは、共同体も含めて対応できないのかなという一般則からしますと、恐らくそういう有資格者はいらっしゃるのではないかなということを前提にさせていただいた場合に、一番上の省電力の範ちゅうと検討すべき世界がちよっと違うのではないかな。創意工夫を考えた場合には、一番最初の省電力はかなり大きなポイントを占めるのではないかなと考えたものですから、そういう質問をいたしました。

○中邑係長 資格の保有ですけれども、その事業者の有資格者がいればいいというものではなくて、

維持管理業務に当たるその体制の中に専任として組み入れているかというところを評価するということにしてあります。

○加藤専門委員 おっしゃっている趣旨はよく理解しております。ただ、1 番目すなわち省電力、3 番目の保守体制のところのシステムの安定稼働等について迅速な対応も含めて、この内容は非常に重要なポイントを占めるかなと考えますので、それで、1 番目が1 点、3 番目が2 点ということのこの点数づけについて、もう少し検討の余地がないのかと、そういう考えでございます。

○中邑係長 今回、加点の点数につきまして、今まではシステムとしての仕様の面で評価をしてきたところがたくさんあるのですけれども、今回は、維持管理業務を一体として調達するというところで、これまでの保守委託になかった民間事業者の創意工夫が図れる事項に重点を置くという意味でこういう配分にいたしました。

○小林副主査 先ほどから、委員からいろいろ御指摘があるとおり、この資格を持っている人を専任として組み入れていることが非常に形式要件になっているのです。だけど、実際は、この運用がうまくいくということの方が重要で、運用がうまくいくのに効率的かつ効果的が求められるのです。だから、この有資格者の人件費がどれぐらいいかはわかりませんが、高度な人を専任としてつけなければそれだけコストアップになります。コストアップになることと、効率的に、しかも、問題なく順調にシステムが稼働できているという状況を確保することについて、どういう工夫があるかということを経営から引き出した方がいいのではないかと思います。だから、御説明はよくわかりますけれども、そういう意味で限られた税金をどういうふうに使っていったらいいのかということを考えてときに、果たして、1 点の影響もあるということですので、ちょっと検討をしていただければと思います。

○吉田室長 例えば、1 番のところを 1.5 点、品質管理体制を 0.5 点、保守体制を 2.5 点、一番下を 0.5 点とか、そういう配点の見直しについてということで、そういうことはよくあることだと思いますか。そういうことで検討をさせていただくということではよろしいのでしょうか。

○逢見副主査 要するに、ここの部分も仕様発注の発想が非常に強い。だけど、今、小林副主査が言われたように、公共サービスで必要なのは、何かあったときに、すぐにきちんと対応すること。特にメンテナンスとか維持管理という部分では。それは ISO9001 を取得しているかどうかということよりも、性能発注として、ちゃんとやってもらえることが必要。そのために、その入札する事業者がどういう工夫をしていますかということがその評価の対象になればいいのです。だから、その考え方を、仕様発注よりはもう少し性能発注的の要件にして、いいものは加点するというふうにとらえていただく方がいいと思います。

○吉田室長 わかりました。では、そういうふうにより変更の検討をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 私も最後に、金額の入札は、この全部の業務を合算したものを出すのですか。それとも内訳を出すのですか。

○吉田室長 平成 33 年までの合算したものを出していただきまして、それで、先ほどの評価も含

めまして総合評価をやって業者を決める。毎年の支払につきまして、それに基づいて支払っていくという形になります。平成 33 年までの合算した金額を出していただきまして、それで業者を決めさせていただきます。

○小林副主査 その委託費の支払方法については、どこに書いてありますか。

○事務局 委託費ですから、基本的には、人が来ているものですから、大体定額の 1 か月幾らぐらいというのは決まるわけですね。それを毎月払っていくとしたら、10 年間で幾らになるかというものです。その全合計額と最初の整備額を合算したもので入札すると。

○小林副主査 今、委託費の支払いは、それを按分するということですか。

○事務局 先に 1 か月当たりが決まっていて、業者は見積もるときには、人を何人張り付けるかということで決まりますから、そうすると、1 か月に何人張り付けるか、あるいは 1 年に何人張り付けるかという話なので、その期間で決まるわけですね。

○小林副主査 それは保守運用の話でしょう。

○事務局 はい。

○小林副主査 だけど、これは機器の設置とか、機器の調達もあるわけじゃないですか。そういうものも全部合算して出しますと今言われているけれども、そうしたら、委託費の支払はどうなってしまふのだろうとか思ったのです。つまり、最初の機器を設置したというところ。

○事務局 支払いは、設置したらそこで払ってしまいます。

○小林副主査 そこでかかった費用を払うということですね。

○事務局 はい、そうです。

○小林副主査 そうしたら、合算したというときに、民間参入する人たちが何を見積もらなければいけないかという、定期的に経常的に保守して故障が起こらないようにとか、トラブルが起こらないようにという保守にどのぐらいかかるかということと、トラブルがあったときに、先ほどの障害修理をするというところがあるじゃないですか。ここの「実施状況に関する情報の開示」でも、その年度によって障害修理の件数が異なっています。そうすると、10 年間でどのぐらいの修理があるだろうということを、経験的に事業者が知っているとしても、通常生じる修理案件と、それから、何か別の要因で、コントロールできない要因によって発生した修理案件とかがあったときに、それはどうするのか。それも一応リスクとしては見積もって、その中に含めて出していくという、そういう考えですか。

○吉田室長 そういう形になります。私どもの今までの障害の状況とか、各メーカーさんが、多分今までにこういった機器でどれぐらいの障害率があるかということを経験則で持っておられると思いますので、それに基づいて 33 年までにどれぐらいの障害が起こって、どれぐらいの費用が想定されるというもとで、33 年までの間にどれだけの維持管理費をいただければ請け負いますという形で、最初出された金額の中で維持管理をすべてやっていただくという形になります。

○小林副主査 そうしたら、これは平成 12 年度から一応システムとしてはあって、10 年間あるわけですね。そのときの障害修理の件数とかは出ないのですかね。

○吉田室長 今までのですか。

○小林副主査 今までの。

○吉田室長 これは載せておりますが。

○小林副主査 これは平成 20 年からの最近のものしか載ってないのではないのでしょうか。障害修理の状況というか、件数ぐらいは出ますか。

○事務局 発生してないのですよね。

○吉田室長 障害対応としては件数を載せております。12 年度以降ずっと。

○小林副主査 12 年度からこれを設置しているのですね。設置しないものもあるかもしれないけれども。

○事務局 障害修理は、20 年度から発生しています。

○小林副主査 その前は発生してなかったのですか。

○事務局 発生してないです。最近古くなってきて、壊れ始めたということです。

○小林副主査 そういうものですか。

○事務局 そういうふうに私は聞いています。

少なくともシステムの方は、3 つに分かれていて、その 3 つのうちの広域交通管制システムは、ずっと定額保守でやっていたので、その範囲です。

○小林副主査 定額保守はいいのですけれども、そのときに、障害で何かメンテナンスしたり、修理したことが全くないと、それはないですよね。件数があるとよいのではないかと思います。

○吉田室長 私どもの会計上の書類は、5 か年しか保存してないものですから、それ以前のものの障害があつて修理をしたというところの書類がもう残っておりません。それ以降であれば、今から 5 か年までのものにつきましては、その契約書類と、それに伴ってどういった修理をやったというのは残っておるものですから、その中から 3 か年分だけを今ここに載せさせていただいているわけです。

○小林副主査 そうしたら、長期の契約なので、過去の実績という意味でおありになるデータが 5 年間あるのであれば、それを出していただいた方がよろしいのではないかと思います。

○吉田室長 はい、わかりました。

○小林副主査 それと、さっき、室長が、全部合計を言ってくださっているのを私はメモを取っていないのですが、これ全部合計を。

○吉田室長 年のトータルですね。

○小林副主査 そうですね。それを出していただいた方がいいと思います。

○吉田室長 私は手書きで書いたんですが、確かにこのとおりではなかったものですから。これは入れさせていただきます。

○小林副主査 ほかによろしいでしょうか。

では、この案件につきましては、今いろいろ御意見が出ましたので、事務局と調整していただいて、修正していただくところは修正いただいた上で、委員にフィードバックいただくということでもいいですか。

○事務局 特に大きいところは、評価のところですね。ウェイトを検討しますということは大きい

ところなので、そのところがクリアできればあとは、基本的には軽微で、すぐ直してもらえますので、お諮りした上で、次に進めたいと思います。

○小林副主査　それで、パブコメに行くのですね。

○事務局　はい。

○小林副主査　それは確認した上で、パブコメに行っていただきたいと思います。

警察庁におかれましては、今日の点を事務局と詰めていただきまして、それで、パブリックコメントをしていただき、次回の審議で議了するような方向で調整を進めたいと思いますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

○吉田室長　本日いただきましたことにつきましては、至急検討いたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○小林副主査　それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了したいと思います。

事務局の方はよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。